

◆第四次提案(建築土地利用・雇用等分野)

【国への提言】

分野	提案名	提案内容(規制改革、制度改正等)	規制の根拠
①建築土地利用(既存ストックの再生)	一団地総合設計制度の地権者同意の緩和	【具体的内容】 民法の共有規定との整合性を図りつつも、一定の要件を満たすものについては、一団地の総合的設計制度の全員合意の条件を緩和することを求める。 【提案理由】 建築基準法では、一団地の総合的設計制度の区域の一部を他に活用(売却等)するために団地区域の縮小を行う場合は、全員同意が必要となり、他の活用(売却等)が進まない。 (参考)マンションの建替えに必要な住民決議は4/5。	・建築基準法 第86条の5(一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し)
	既存不適格住宅・建築物に関する容積率緩和	【具体的内容】 現行法では、既存不適格とされた住宅・建築物については、現状の容積率を確保して建替ができないため、老朽化の進んだ防火上・防災上問題がある住宅が温存され続け災害時の危険性を高めている。 【提案理由】 危険性の高い住宅・建築物については、建替が促進され、安全性が高められるよう、新たな防火・防災基準を設けて、現状の容積率を一定認められるような、スキームを国において検討すべきである。	・建築基準法
	検査済証が無い住宅(建築物)の増改築促進制度の創設	【具体的内容】 検査済証がない既存住宅・建築物は、増築・用途変更等が進んでいないため、国は、検査済証が無い住宅・建築物の増築・用途変更等を促進する仕組みを創設すべき。 国は、検査済証のない住宅・建築物の活用を促進するため、以下の仕組みを創設すべき。 ①増築・用途変更に伴う建築確認において、一定の適法性を判断する統一的な基準の策定 ②当該基準に基づく調査で一定の適法性が認められる建築物の増築・用途変更等の仕組みづくり、手続きの円滑化 【提案理由】 平成10年頃までは、検査済証の交付率が20%台を推移しており、多くの住宅(建築物)は完了検査を受検しておらず、検査済証の交付を受けていない。 そのため、検査済証が無いことを理由に増築・用途変更等を断念する場合がある。	・建築基準法 第6条(建築物の建築等に関する申請及び確認)
①建築土地利用(用途規制緩和)	住居専用地域における用途規制緩和	【具体的内容】 近隣住民の利便上、必要性の高いものについては、建築基準法の用途規制の緩和を求める。 【提案理由】 住居専用地域では、用途地域毎に、建物の種類、建ぺい率、容積率、高さなどが規制されている。しかし、住居専用地域に、住民介護用の事務所を設置しようとしても認められない。	・建築基準法 第48条(用途地域等)
	既存不適格建築物の増改築の規制緩和	【具体的内容】 不適格な用途となる製造施設以外の付属する適格な事務所や研究所の規制の緩和を求める。 【提案理由】 工業地域から準工業地域に用途変更があり、「既存不適格建築物」となった場合、既存の20%以上の増設ができない。工業地域から準工業地域に用途変更があり、「既存不適格建築物」となった場合、既存の20%以上の増設ができない。不適格な用途である製造施設だけでなくそれに付属する適格な事務所や研究所も同じ扱いとなる。	・建築基準法施行令 第137条の7(用途地域等関係)
①建築土地利用(消防関係)	非常用電源設置に関する規制緩和	【具体的内容】 日常の安全性も考慮した上で、災害時のみ稼働する非常用発電機に限定し、設置基準(燃料の規制量)の緩和を求める。 【提案理由】 建築基準法では、用途地域に応じて危険物の貯蔵量が規定されており、重油2千L以上の非常用自家発電機は、危険物一般取扱所となり、消防法の設置基準を満たす必要がある。規制量を守ると非常時に使用できる日数が制限される。	・消防法 第10条(危険物) ・建築基準法施行令 第116条(危険物の数量)
①建築土地利用(建設業許可)	建設業の業種分類の見直し	【具体的内容】 自治体の業種判断を踏まえた法の業種分類、及び業種判定ガイドラインの見直しを求める。 【提案理由】 建設業法では、28業種に分類しており、ガイドラインに基づいて、自治体が個別に判断している。そのため、自治体間の統一性がなく、複数の自治体で発注を受けた場合、業種認定が異なる場合がある。	・建設業法 第2条(別表第1) ・建設業許可事務ガイドライン
	経營業務の管理責任者の経験年数の緩和	【具体的内容】 経營業務の管理責任者となるために必要な5年以上の経営経験の規定の削除あるいは、年数の短縮化、講習の受講等の代替措置の創設を求める。 【提案理由】 建設業法では、常勤従業員の1人が許可を受けようとする建設業に関し、5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有することが許可を受けるための一つの条件となっているが、大企業の子会社では、役員が2年で交代するため、5年の建設業の役員経験が欠ける恐れが高い。	・建設業法 第7条(許可の基準)
②雇用労働(労働者派遣)	建設業の派遣禁止の緩和	【具体的内容】 建設業については、現在も派遣が認められておらず、請負によるものとなっているため、建設業の派遣規制を除外することを求める。	・労働者派遣法 第4条第2号(労働者派遣業務の制限)
	日雇派遣の禁止の緩和	【具体的内容】 1日単位の派遣禁止を緩和することを求める。 【提案理由】 労働者派遣法では、派遣元事業主は、専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務の内、雇用する日雇労働者(日々又は30日以内)について、労働者派遣を禁止している。しかし、日雇業務における派遣社員の需要は高く、1日に100人規模で労働力が必要な時にハローワークが紹介することは難しい。	・労働者派遣法 第35条の3(日雇労働者についての労働者派遣の禁止)
	登録型派遣の職種制限の撤廃	【具体的内容】 派遣期間(3年)の制限の撤廃を求める。 【提案理由】 登録型派遣は専門26業務派遣期間に制限がないのに対し、一般業務は原則1年、最長3年に制限されている。また、国が、労働者派遣法の一部改正を検討しており、今まで期間制限のなかった専門業種も一般業種と同じ3年で派遣期間を統一して制限することを検討中。	・労働者派遣法 第40条の2第1項第1号(労働者派遣の役務の提供を受ける期間)

分野	提案名	提案内容(規制改革、制度改正等)	規制の根拠
	労働者派遣業の許可基準の緩和	【具体的内容】 労働者派遣業許可の財産要件を緩和することを求める。 【提案理由】 労働者派遣法では、労働者派遣業の許可要件(純資産2000万円、預金1500万円。預金は純資産に含まれる)が定められているが、財産要件が高すぎて業の許可が得られにくい。	・労働者派遣法第7条(許可の基準等) ・職業安定局長通達(労働者派遣事業関係業務取扱要領)
②雇用労働(労働基準)	労働時間規制の改革	【具体的内容】 高度な能力を持ったチャレンジ人材が内外から集まり、ビジネスに挑戦できる環境をつくるため、幅広い職種を対象に、労働時間規制を緩和し、成果に連動した新たな労働時間規制の創設を求める。 【提案理由】 ホワイトカラーの業務は多様であり、必ずしもその成果を労働時間で測れるものでないため、労働時間規制の適用になじまない。	・労働基準法第32条(労働時間) ・労働基準法第41条(労働時間等に関する規定の適用除外)
	労働条件明示の方法	【具体的内容】 労働条件の明示については、書面に限定することなく、ファックスやメールなど電子媒体も追加することを求める。 【提案理由】 労働基準法では、使用者は労働契約締結の際、労働者に対し、賃金、労働時間等の労働条件を書面のみで明示することが義務付けられている。しかし、テレワークで出勤不要の職種に対しては、書面での明示は合理的でない。	・労働基準法第15条(労働条件の明示) ・労働基準法施行規則第5条第3項(労働者へ明示する労働条件)
②雇用労働(最低賃金)	都道府県別最低賃金の緩和	【具体的内容】 都道府県別最低賃金については、全国あるいは広域で、最低賃金額を一本化した上で、大都市特例を設けるなど、現実に即した制度に変更することを求める。 【提案理由】 最低賃金法では、都道府県毎に地域最低賃金を定める必要があるが、大阪府内でも、大阪市内の企業と都心から離れた市町村の企業の賃金支払い能力は違うため、都道府県ごとに最低賃金を一律に定めることは合理性が無い。	・最低賃金法第9条(地域別最低賃金の原則)、 第10条(地域別最低賃金の決定) 第12条(地域別最低賃金の改正等) ・地域最低賃金公示
②雇用労働(職業紹介業)	国外にわたる職業紹介の許可基準の緩和	【具体的内容】 海外への職業紹介について、相手国免許がない場合も、国内職業紹介を許可することを求める。 【提案理由】 職業安定法では、海外への職業紹介について 海外の職業紹介機関を利用する場合、相手国で職業紹介の許可を受けている必要がある。しかし、法令整備が整っていない開発途上国へは、職業紹介機関が、相手国の職業紹介の許可を得ておらず、派遣ができない。	・職業安定法第31条第1項の有料職業紹介の許可にかかり、国外にわたる職業紹介の許可基準
③IT	ビッグデータの活用	【具体的内容】 より厳格なデータ管理の実施を条件に、「個人を特定できる情報を削除する」「(一定の基準を設けて)匿名化を行う」ことで、『個人情報』とされる対象から除外することを求める。 【提案理由】 現行法では、事業者により収集された個人情報、どの程度の加工等を行えば、個人情報に該当しなくなるのか不明確である。そのため、収集した個人情報を、新規ビジネス、災害時、医療・保健政策に活用することが阻害されている。	・個人情報保護法
④教育	通信制高校の規制緩和	【具体的内容】 通信制高校の「面接指導」、「添削指導」、「試験」を特区区域外でも可能とすることを求める。 【提案理由】 通信制高校は当然全国広域的に行われるものであり、「面接指導」、「添削指導」、「試験」を特区区域内において行うべきという不合理な指導をするべきでない。	・構造改革特区法第12条第2項 ・「構造改革特別区域法」第12条第1項の規定に基づく学校設置会社による学校設置事業等について(文科大臣政務官通知) 内閣府地域活性化推進通知「学校設置による学校設置事業に関する取り扱いについて」
	都心への大学設置	【具体的内容】 複数の大学が、運動場や、講義場所等を共同で設置し利用できることを求める。また、校地や校舎面積を単に両者の収容定員の合計を当てはめるのではなく、講義場所や校地面積について柔軟に対応することを求める。 【提案理由】 工場等制限法(2002年廃止)で大学の新增設が制限されていたため、大学が郊外へ移転し、都心部の大学は減っている。大学設置基準では、運動場や校地の面積、校舎の面積等を定めているが、複数の大学を共同設置する場合の基準がない。	・大学設置基準(校地、校舎等の施設設置)(昭和31年10月22日文部省令第28号)
	総合国際職業訓練校の設置	【具体的内容】 総合国際職業訓練校を推進し、中小製造業などへの人材供給を支援するため、在留資格を与えられる留学の対象に公共職業訓練校を追加するなど、外国人材を活用する制度創設を求める。 【提案理由】 公共職業訓練は、離職者、在職者及び学卒者に対して行われており、職業訓練校での就学は、留学ビザの対象になっていない。また、外国人は在留資格を取得している必要があり、離職者や学卒者は利用が困難である。	・入出国管理法第7条(入国審査官の審査) 別表第一の四(在留資格)「留学の対象」

【府市への提言】

分野	提案名	提案内容(規制改革、制度改正等)	規制の根拠
①建築土地利用(屋外広告)	屋外広告物条例上、掲出の禁止区域に該当する官公署等の民間広告物	【具体的内容】 官公署等で民間事業者による屋外広告物(地域案内板等)の掲出需要を受けており、公共性に対する一定配慮をよう誘導しながら、民間広告物が掲出できるよう、条例の規制緩和を求める。 【提案理由】 現行制度では、他法令で表示、設置されるもの、道先案内図その他公共上やむを得ない施設名称として掲出されるもの、公共団体等が地域における公共的な取組みや管理に要する費用に充当する目的で掲出されるものなどが適用除外として取扱われている。官公署等の公共施設の利活用が求められている昨今、規制緩和が必要。	・大阪府屋外広告物条例第4条
①建築土地利用(大規模建築物事前協議)	事前協議等に関する意見書への速やかな回答	【具体的内容】 事前協議に対する完成報告と検査済み証の発行は分けて整理すべきであり、1日でも早く検査済み証を取得し事業活動を開始するため、市の意見書制度の見直しを求める。 【提案理由】 建築物等の検査済み証を交付するに当たり、大阪市では意見書による関係各課の回答がないと発行されないため時間を要する。	・大規模建築物事前協議制度をはじめとしたまちづくりを誘導する各制度等の実効性を高めるため意見書の運用